

第 63 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市野母崎高浜海岸交流施設)

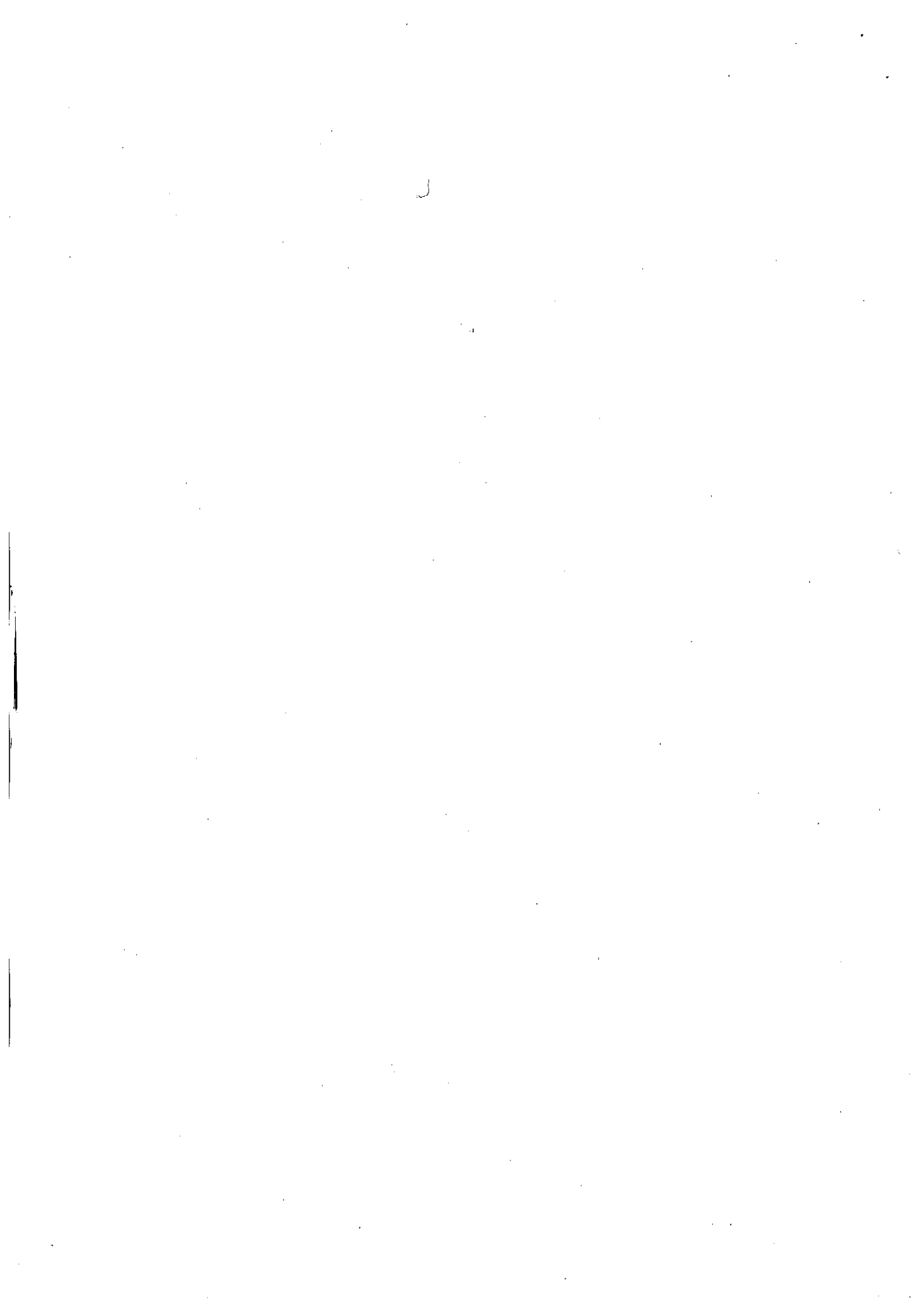
	ページ
1 施設の概要 . . . . .	1～3
2 指定管理者候補者の概要 . . . . .	4
3 指定の期間 . . . . .	4
4 指定管理者候補者の選定について . . . . .	4～9

(資料)

・ 指定管理者候補者選定審査会審査報告書 (写)	. . . . . 10～14
・ 協定書 (案)	. . . . . 15～40
・ 募集要項	. . . . . 41～59

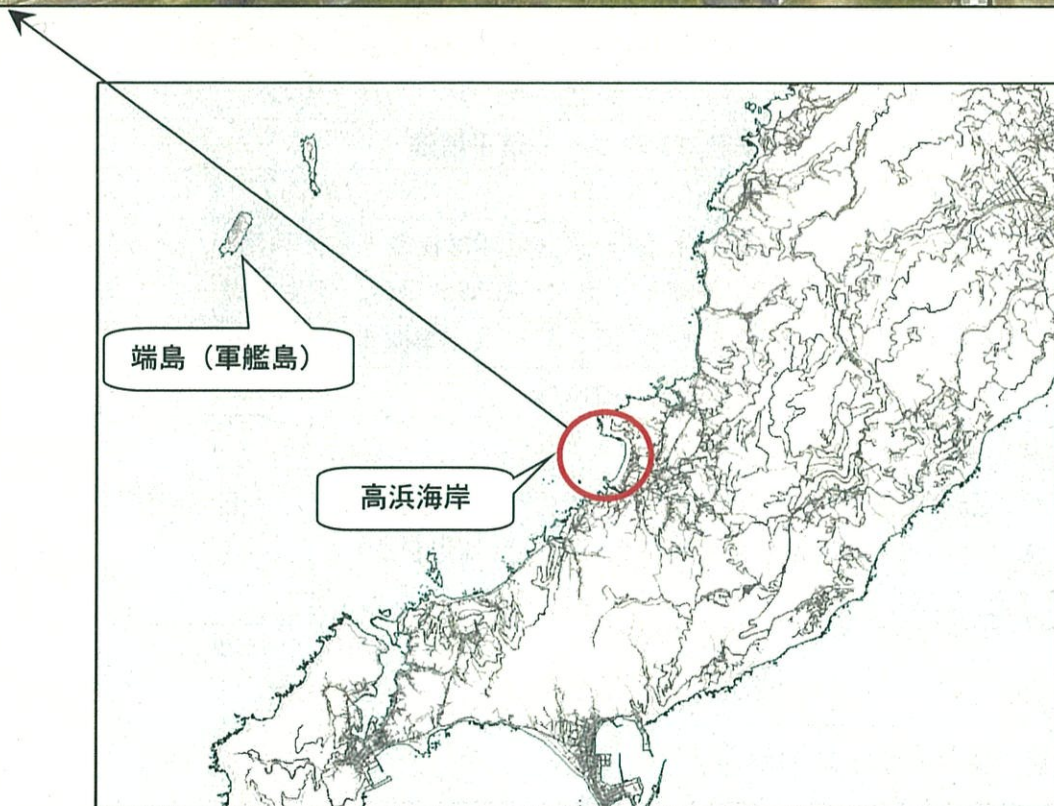
水産農林部

平成 31 年 2 月

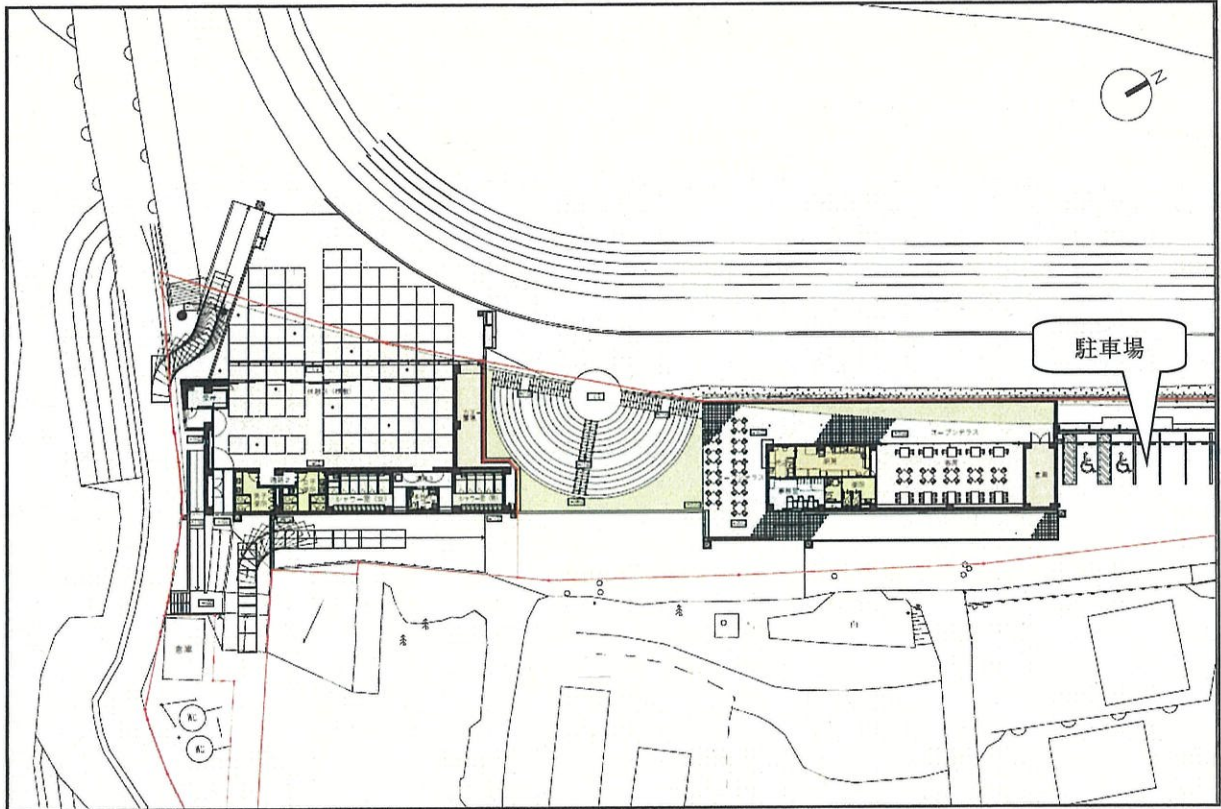


# 1 施設の概要

## (1) 位置図



(2) 施設平面図 (配置図)



(3) 名 称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設

(4) 所 在 地 長崎市高浜 3963 番地 3

(5) 設置年月日 平成 26 年 7 月 15 日

(6) 設 置 目 的 市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資する。

(7) 主な施設内容

構造	鉄筋コンクリート造平屋建	
延床面積	892 m <sup>2</sup>	
施設 内 容	南棟	多目的スペース（夏期は栈敷として利用）、シャワー・更衣室、トイレ、カヌー艇庫、受付、芝生広場
	北棟	喫茶スペース、テラス、事務室、トイレ、倉庫
	その他	円形階段、駐車場

(8) 開場時間等 (基準)

ア 開場時間 午前 10 時から午後 6 時までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間以上

イ 休場日 年末年始及び毎週火曜日（夏期は休場日なし）

(9) 利用料金 (基準)

事項		2019. 9. 30 まで (現行)	2019. 10. 1 以降 (改定後)
多目的スペース (夏季以外)		2,571 円/H	2,619 円/H
多目的スペース (夏季の栈敷、テラス)	一般	820 円/日	830 円/日
	小中学生	410 円/日	410 円/日
駐車場	普通・小型・軽自動車	510 円/回	520 円/回
	二輪自動車	250 円/回	260 円/回

附属設備	温水シャワー	100 円/回	100 円/回
	コインロッカー	200 円/回	200 円/回
	カヌー1人乗り	514 円/H	523 円/H
	カヌー2人乗り	771 円/H	785 円/H
	パラソル	617 円/日	628 円/日

(10) 利用者数等の推移

ア 利用者数

(単位：人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30 (12月末)
喫茶実績 (想定)	6,728 (10,517)	10,766 (14,690)	8,524 (14,690)	6,637 (14,690)	4,185 (14,690)
棧敷実績 (想定)	5,769 (6,967)	3,937 (9,000)	4,644 (9,000)	4,443 (9,000)	3,431 (9,000)

※棧敷利用者数は自主事業等利用者数を除く。

※喫茶の月別利用者数 (H30は12月末まで)

(単位：人)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
H26	/	/	/	1,275	1,906	1,197	501	457	269	447	316	360	6,728
H27	373	545	497	1,013	2,299	1,644	1,062	511	731	667	653	771	10,766
H28	623	987	402	1,068	1,560	766	612	513	273	547	397	776	8,524
H29	487	905	539	860	1,076	820	401	356	156	565	156	316	6,637
H30	383	482	466	739	866	617	272	211	149	-	-	-	4,185

イ 指定管理に係る委託料 (実績)

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29
金額	9,362	11,704	12,078	11,834

ウ 利用料金収入 (実績)

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29
金額	4,272	2,891	3,747	3,616

## 2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 高浜スカイアンドシー
- (2) 所 在 地 長崎市高浜町 3443 番地
- (3) 代 表 者 会長 後藤寿子
- (4) 設立年月日 平成 31 年 2 月 1 日
- (5) 主 な 事 業
  - ア 長崎市野母崎高浜海岸交流施設の管理・運営
  - イ 長崎市野母崎高浜海岸交流施設喫茶スペースの管理・運営
  - ウ 長崎市野母崎高浜海岸交流施設を活用したイベントの企画・実行
  - エ 高浜の海浜を使ったイベントの企画・実行
  - オ 野母崎地区の地域資源の情報発信

## 3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日まで

## 4 指定管理者候補者の選定について

- (1) 選定の方法
 

公募（利用料金制導入）

### (2) 選定の経過

- ア 応募団体数 1 者
- イ 提案の概要

#### (ア) 事業計画書概要

大項目	中項目	高浜スカイアンドシー
基本事項	基本方針	季節を問わず、多くの方々に利活用していただけるように、安心安全に利活用できる施設の管理、広報、イベントなどを実施し、本施設の知名度向上と地域の漁業、農業、観光の知名度向上に努める。 地域住民とのコミュニケーションを積極的に行い、共同で事業展開ができるような仕組みづくりを構築したい。
	平等利用の確保	特定の法人や団体等に有利又は不利となる取り扱いを行わないように対応する。社会的弱者・性別・身分等で不当な取り扱いがないようにする。 利用者の不適切な要望等については根気よく理解を求め、特定の利用者の意見に偏らないようにする。 接遇や公平平等などの研修を行い、職員の意識向上を図る。
	個人情報の保護	職員に研修を実施し、個人情報保護についての意識向上を図る。
事業計画	法令遵守、経理などに係る方針	関係法令等について職員への研修を実施する。実施訓練が必要な場合は、関係機関の協力を仰ぐ。 経理事務担当を配置し、利用料金、喫茶業務及び自主事業との区別化を明確にする。
	喫茶の運営	コンセプトは「昭和、平成」。来場者が懐かしく、安心できる空間づくりを目指す。喫茶で流す映像も市の観光ビデオだけでなく、各年齢層にあわせたビデオ、往年の軍艦島の様子を写したビデオなどを放映する。

		<p>また、定期的に映画観賞会を開催し、施設利用者増を図る。</p> <p>(1) 料理メニューについて 基本的に、コーヒーやカレー、パスタ、ドリアなど1,000円以内の料理を提供。野母崎地区は海のイメージが強いため、パエリア等の魚介類を使ったメニューを用意する。</p> <p>(2) 食材の仕入れ 可能なものは、地元調達とする。</p> <p>(3) 開場時間及び休場日 開場時間は10時～18時を基本に、季節により時間を変動させる。休場日は週1日とする。</p> <p>(4) 広告宣伝 ホームページを活用し施設の最新情報（海水浴場、喫茶、イベントなど）を提供。InstagramやTwitterなどSNSも活用した情報発信を行う。チラシ等については、近隣住民への配布のほか公的施設、福岡の旅行代理店に配布する。 また、店内での音楽イベントを開催し、利用者増を図る。</p> <p>(5) 駐車場料金 喫茶横の駐車場は無料とする。</p> <p>(6) 収益がでた場合の用途 利益の45%は、子供遊具の整備、恐竜オブジェの作成、イベントの開催により還元する。</p>
	<p>イベントの実施</p>	<p>(1) 芝生広場の活用 夏期におけるビアガーデン、子ども広場（遊具設置）、音楽コンサート、フリーマーケット、クリスマスツリー設置、星空天体観測など</p> <p>(2) 地元漁業者との連携 定期的な魚の捌き方教室、地引き網体験、砂浜アート大会、ビーチスポーツ大会、子供会を通じた体験の場の提供（例：ドラム缶風呂）</p> <p>(3) カヌー体験スクール、ハワイアンカヌー体験</p> <p>(4) ボルダリングの設置</p> <p>※地域住民を含めた会議を開催しイベントの企画を行う。 利益の45%は、子供遊具の整備、恐竜オブジェの作成、イベントの開催により還元する。</p>
	<p>夏期（桟敷）の運営</p>	<p>利用料金（桟敷料金、附属料金）・・・市基準額どおり 桟敷開場時間・・・10時～18時 提案額の10%を超えた利用料金収入があった場合は、その50%は、子供遊具の整備、恐竜オブジェの作成、イベントの開催により還元する。</p>
	<p>テイクアウト等の取り組み</p>	<p>かき氷、ドリンク、焼きそば、フライドポテト等を全てワンコイン以内での提供。 野母崎の特産である「かまぼこ」を使い、手にもって食べられるものの開発、高浜まんじゅうと組み合わせた商品の開発を計画している。</p>

		夏期イベント時には、地元青年団などへの出店を促す。 利益の45%は、子供遊具の整備、恐竜オブジェの作成、イベントの開催により還元する。
	自主事業	(1) 空きスペース等の活用 定期的なフリーマーケット、アウトドアクッキング (2) 多目的スペースの活用 フリーマーケットの雨天会場 (3) 芝生広場 ビアガーデン、子ども広場、音楽コンサート、フリーマーケット (4) その他 魚の捌き方教室、地引き網体験 利益の45%は、子供遊具の整備、恐竜オブジェの作成、イベントの開催により還元する。
	地域情報の発信	ホームページを活用し最新の地域情報(地域特産品、周辺イベント情報、風景など)を提供。インスタグラムやツイッターなどSNSも活用した情報発信を行う。
	地域との連携	イベント開催や施設運営に関して定期的に地域住民との協議を実施し、地元との連携を図る。雇用は地元を優先する。
管理運営体制	人員配置	(イ) 管理運営体制を参照
	緊急時の対応	施設や備品に破損を及ぼすような行為を未然に防止し、利用者の安全確保を図る。 (1) 禁止・迷惑行為や危険行為の周知看板を設置する。 (2) 禁止行為者には直ちに行為中止を求める。 (3) 従わない場合は、最寄りの警察署等へ連絡し、連携対応する。 (4) 禁止行為者へ十分な説明を行い、再発防止を図る。 (5) 夏期やイベント開催時は、警備業務を専門機関に委託し、事件事故の未然防止を図る。 (6) 台風等の自然災害が予想される場合は、事前に防災の準備を行う。 (7) 夜間や休日は機械警備により防犯を行う。 (8) 職員には緊急時マニュアルを配布し、避難訓練や救急救命訓練を定期的に行う。 (9) 防災設備やAEDの場所を周知するための掲示を行う。 (10) 施設の点検を密にし、危険個所の早期発見と対応に努める。
価格	—	収入面では定期的にイベントを開催するなど様々な工夫により施設利用者の増を図り、経費面では、適切な安全確保を図りながら、適切な人員配置により人件費増にならないように運営する。また、光熱水費については、職員の定期研修において「節約」の意識向上を図り、無駄な使用がないように運営する。



## (イ) 管理運営体制

職種	人員	雇用形態	勤務形態	主な業務
施設長	1	直接雇用	常勤	指定管理業務全般の運用管理 (防火管理者) 喫茶業務兼務
主任(事務)	1	直接雇用	常勤	施設長不在の場合の代理及び施設内の経 理、事務
施設管理	1	直接雇用	非常勤	施設の整備、点検及び簡易な修理、備品、 植栽の管理
喫茶主任	1	直接雇用	常勤	喫茶業務の管理運営 (食品衛生管理士)
喫茶業務	1~2	直接雇用	常勤	喫茶ホール係
清掃(日常)	1~2	直接雇用	非常勤	施設内の日常清掃
清掃(定期)	-	委託	外部委託	床のワックス等大規模な清掃
警備	3~4	委託	外部委託	夏期やイベント時の駐車場や施設内警備
臨時職員	5~10	直接雇用	臨時雇用	夏期やイベント時に臨時で雇用
監視員	4	直接雇用	臨時雇用	海水浴監視員
カヌー講師	1~2	直接雇用	臨時雇用	カヌー講師

## (ウ) 候補者提案額

(単位：千円)

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	合計
12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000

※委託料上限額：63,269千円(5カ年分)

## 【候補者提案額の内訳】

(単位：千円)

		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	合計
利用 料金 収入	施設使用料	2,674	2,691	2,691	2,691	2,691	13,438
	附属設備使用料	726	729	729	729	729	3,642
	合計(A)	3,400	3,420	3,420	3,420	3,420	17,080
経費	人件費	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534	32,670
	需用費	4,109	4,086	4,086	4,086	4,086	20,453
	役務費	560	548	548	548	548	2,752
	委託料	2,487	2,526	2,526	2,526	2,526	12,591
	その他	1,710	1,726	1,726	1,726	1,726	8,614
	合計(B)	15,400	15,420	15,420	15,420	15,420	77,080
市所要額(B-A) (指定管理委託料)		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000

## 【参考：喫茶運営（テイクアウト等含む。）の収支】

(単位：千円)

		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	合計
収入	喫茶売上	8,750	10,500	10,500	10,500	10,500	50,750
	テイクアウト等売上	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500
	合計(A)	15,250	17,000	17,000	17,000	17,000	83,250
経費	人件費	6,650	7,494	7,494	7,494	7,494	36,626
	需用費	6,962	7,692	7,692	7,692	7,692	37,730
	役務費	150	306	306	306	306	1,374
	委託料	388	394	394	394	394	1,964
	その他	1,100	1,114	1,114	1,114	1,114	5,556
	合計(B)	15,250	17,000	17,000	17,000	17,000	83,250
収支		0	0	0	0	0	0

## 【参考：自主事業の収支】

(単位：千円)

		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	合計
収入	駐車場料金	880	900	900	900	900	4,480
	合計(A)	880	900	900	900	900	4,480
経費	委託料	670	685	685	685	685	3,410
	その他	210	215	215	215	215	1,070
	合計(B)	880	900	900	900	900	4,480
収支		0	0	0	0	0	0

## (エ) 目標利用者数（候補者提案数）

(人)

	H31	H32	H33	H34	H35
多目的スペース (積数利用者数)	4,120	4,200	5,000	5,000	5,000
喫茶利用者数	8,000	9,000	11,000	11,000	12,000

## ウ 指定管理者候補者選定審査会による審査

## (ア) 審査委員の人数 5人

会 長 深見 聡 (国立大学法人長崎大学環境科学部)  
 委 員 勝 直哉 (九州北部税理士会長崎支部)  
 委 員 小畑 雄一 (十八銀行地域振興部)  
 委 員 鈴木 貴之 (長崎カフェ&スイーツ)  
 委 員 山崎 聡 (野母崎 陽の岬)

(イ) 審査経過

回数	開催日	内容
第1回	平成31年1月8日	【全委員出席】 会長及び職務代理者の選出 指定管理者制度及び指定管理者候補者選定審査会の概要説明、募集要項等についての協議
第2回	平成31年2月5日	【全委員出席】 現地視察、面接審査方法についての協議
第3回	平成31年2月19日	【全委員出席】 審査方法等確認、面接審査、指定管理者候補者団体の選定

(ウ) 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容について、面接により審査を行った。

審査の結果、指定管理者として適当と思われるため、採択した。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、団体名を伏せて実施した。

(エ) 総合評価

施設の管理運営においては、管理運営体制は確保できるものと考えているが、提案に具体性が乏しい部分や団体としての実績がないことから将来の予測への懸念があることも否めない。しかしながら、地元関係者や地域の行事等と連携した取り組みを種々検討している点や地元雇用を優先する考え方など地域振興に対する強い熱意がうかがえること、また、地域外のみならず、地元の方々にも施設を利用してもらうための取り組みへの意欲があることなどから、総合的に判断し、応募者を指定管理者候補者に選定した。

**野母崎高浜海岸交流施設指定管理者候補者選定審査会  
審査報告書**

**平成 31 年 2 月**

平成 31 年 2 月 19 日

長崎市長 田上 富久 様

野母崎高浜海岸交流施設指定管理者候補者選定審査会

会長 深見 聡



野母崎高浜海岸交流施設指定管理者候補者選定審査会  
における審査結果について（報告）

野母崎高浜海岸交流施設の指定管理者候補者の選定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

(1) 第一順位 高浜スカイアンドシー

2 選定審査会の構成

会 長 深見 聡（国立大学法人長崎大学環境科学部）  
委 員 勝 直哉（九州北部税理士会長崎支部）  
委 員 小畑 雄一（十八銀行地域振興部）  
委 員 鈴木 貴之（長崎カフェ&スイーツ）  
委 員 山崎 聡（野母崎 陽の岬）

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容について、面接により審査を行いました。

審査の結果、指定管理者として適当と思われるため、採択しました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	平成31年1月8日	【全委員出席】 会長及び職務代理者の選出 指定管理者制度及び指定管理者候補者選定審査会の概要説明、募集要項等についての協議

第2回	平成31年2月5日	【全委員出席】 現地視察、面接審査方法についての協議
第3回	平成31年2月19日	【全委員出席】 審査方法等確認、面接審査、指定管理者候補者団体の選定

## 5 申請団体

### (1) 高浜スカイアンドシー

## 6 採点結果（委員5人中5人による採点結果は別紙のとおりです。）

### (1) 第一順位 高浜スカイアンドシー

#### ア 評価された点

地域振興に対する熱意や地域と連携した取り組みによる集客への意欲が評価できる。

## 7 審査会総評

### (1) 総合評価

施設の管理運営においては、管理運営体制は確保できるものとするが、提案に具体性が乏しい部分や団体としての実績がないことから将来の予測への懸念があることも否めない。

しかしながら、地元関係者や地域の行事等と連携した取り組みを種々検討している点や地元雇用を優先する考え方など地域振興に対する強い熱意がうかがえること、また、地域外のみならず、地元の方々にも施設を利用してもらうための取り組みへの意欲があることなどから、総合的に判断し、応募者を指定管理者候補者に選定した。

### (2) 委員からの要望

ア 事業実績がない、もしくはほとんどない団体の場合には、当初なかなか金額の大きな仕事がきにくいということがあるが、今回の場合は指定管理委託料を受け取ることはできるので、うまく生かしながら初期の運営を乗り切って欲しい。

イ 情報発信について、地元向け、地域外向けという区分をして、メリハリをつけた情報発信やこまめな情報の更新を行って欲しい。

ウ 地元の方々と協力しながら運営を行って欲しい。

エ 様々な客層の情報を吸い上げつつ、施設の軸となるようなイベントや情報発信を展開して欲しい。

## (別紙) 採点結果

区分	評価項目			配点			第1順位	
	大項目	中項目	詳細	各委員	全体	計	高浜スカイ アンドシー	
技術点	基本事項	基本方針	施設の設置目的等に合致した基本方針・理念を持っているか	8	40	120	28	86
		平等利用の確保	施設の運営について、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	8	40		30	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する考え方と取り組みは適切か	8	40		28	
	事業計画	法令遵守、 経理などに 係る方針	関係法令等の遵守体制や経理事務の構築に向けた取り組みは適切か	8	40	520	32	344
		喫茶の運営	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か	24	120		66	
		イベントの 実施	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か	16	80		54	
		夏季（栈敷） の運営	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か	16	80		54	
		テイクアウト等の取り 組み	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か	8	40		25	
		自主事業	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているが 利便性を高めるための取り組みがあるか 事業計画・収支計画は現実的か	16	80		51	
		地域情報の 発信	地域情報発信の効果的な取り組みがあるか	8	40		28	
		地域との連 携	地域との連携や配慮の取り組みがあるか	8	40		34	
	管理運営 体制	人員配置	職員配置は、業務（海水浴場含む）を行うのに適切か	16	80	68		

		緊急時の対応	防犯、防災等の未然防止に対する取り組みは適切か 事故など、緊急時における、連絡体制、マニュアル等危機管理体制は適切か	8	40	120	34	102
価格点	価格	—	提案額が委託料の上限額の85%以下の場合、価格点は一律(満点)となります。	28	140	140	90	90
	合計			180	900	900	622	622



## 長崎市野母崎高浜海岸交流施設の指定管理に係る協定書（案）

長崎市（以下「市」という。）と\*\*\*\*\*（以下「指定管理者」という。）とは、長崎市野母崎高浜海岸交流施設（以下「交流施設」という。）の指定管理に係る協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市及び指定管理者が相互に協力し、交流施設の管理について適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 市及び指定管理者は、交流施設の管理に関して市が指定管理者の指定を行う意義について、指定管理者の能力を活用し、交流施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率性を向上させ、市民サービスの増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び指定管理者による管理の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、交流施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本業務が指定管理者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、法令を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、本協定、募集要項等に従い本業務を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（施設の名称等）

第6条 指定管理者が管理する施設は、次のとおりとする。

- |           |  |    |  |    |  |     |   |
|-----------|--|----|--|----|--|-----|---|
| (1) 名称    | 長崎市野母崎高浜海岸交流施設   |    |  |    |  |     |   |
| (2) 所在地   | 長崎市高浜町 3963 番地 3 ほか  |    |  |    |  |     |   |
| (3) 施設の規模 | 敷地面積 2,745 m <sup>2</sup> 、延床面積 892 m <sup>2</sup> 、駐車場用地 1,051 m <sup>2</sup>   |    |  |    |  |     |   |
| (4) 構造    | 鉄筋コンクリート造平屋建   |    |  |    |  |     |   |
| (5) 施設の内容 | <table><tbody><tr><td>南棟</td><td>多目的スペース (380 m<sup>2</sup> 夏期は棧敷)、シャワー・更衣室、多目的トイレ、カヌー艇庫 (30 m<sup>2</sup>)、芝生広場 (540 m<sup>2</sup>)</td></tr><tr><td>北棟</td><td>喫茶スペース (93 m<sup>2</sup>)、テラス (154 m<sup>2</sup>)、事務室 (18 m<sup>2</sup>)、厨房 (32 m<sup>2</sup>)、トイレ (14 m<sup>2</sup>)、倉庫 (20 m<sup>2</sup>)、円形階段 (240 m<sup>2</sup>)</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>交流施設横駐車場 (160 m<sup>2</sup> 約 10 台分)、道路横駐車場 (1,051 m<sup>2</sup> 約 50 台分)</td></tr></tbody></table> | 南棟 | 多目的スペース (380 m <sup>2</sup> 夏期は棧敷)、シャワー・更衣室、多目的トイレ、カヌー艇庫 (30 m <sup>2</sup> )、芝生広場 (540 m <sup>2</sup> ) | 北棟 | 喫茶スペース (93 m <sup>2</sup> )、テラス (154 m <sup>2</sup> )、事務室 (18 m <sup>2</sup> )、厨房 (32 m <sup>2</sup> )、トイレ (14 m <sup>2</sup> )、倉庫 (20 m <sup>2</sup> )、円形階段 (240 m <sup>2</sup> ) | 駐車場 | 交流施設横駐車場 (160 m <sup>2</sup> 約 10 台分)、道路横駐車場 (1,051 m <sup>2</sup> 約 50 台分) |
| 南棟        | 多目的スペース (380 m <sup>2</sup> 夏期は棧敷)、シャワー・更衣室、多目的トイレ、カヌー艇庫 (30 m <sup>2</sup> )、芝生広場 (540 m <sup>2</sup> )   |    |  |    |  |     |   |
| 北棟        | 喫茶スペース (93 m <sup>2</sup> )、テラス (154 m <sup>2</sup> )、事務室 (18 m <sup>2</sup> )、厨房 (32 m <sup>2</sup> )、トイレ (14 m <sup>2</sup> )、倉庫 (20 m <sup>2</sup> )、円形階段 (240 m <sup>2</sup> )   |    |  |    |  |     |   |
| 駐車場       | 交流施設横駐車場 (160 m <sup>2</sup> 約 10 台分)、道路横駐車場 (1,051 m <sup>2</sup> 約 50 台分)  |    |  |    |  |     |   |

(管理物件)

第7条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間及び会計年度)

第8条 指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までとする。

2 指定管理に係る業務の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(開場時間)

第9条 交流施設の開館時間は、長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例（平成25年条例第94号。以下「条例」という。）及び長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例施行規則（平成25年長崎市規則第54号。以下「規則」という。）に規定する開場時間を基準として指定管理者が長崎市長（以下「市長」という。）の承認を得て定める。

(休場日)

第10条 交流施設の休場日は、条例及び規則に規定する休場日を基準として指定管理者が市長の承認を得て定める。

(重要事項変更の届出)

第11条 指定管理者は、合併等により自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなったとき、又は定款、事務所の所在地若しくは代表者の変更等を行ったときは、市に対して速やかに市に届け出なければならない。

(本業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う交流施設の本業務は、次のとおりとする。

- ア 交流施設の利用の許可その他の交流施設の利用に関する業務
- イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務
- ウ 地域の情報の発信に関する業務
- エ 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- オ 上記ア～エに付随する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目については、別紙3「仕様書」等（事業計画書を含む）に定めるとおりとする。

(喫茶運営)

第13条 指定管理者は、メニュー、料金等を定めた場合は、市へ届出を行うものとする。メニュー、料金等を変更する場合も同様とする。

2 喫茶運営（海水浴客を対象としたテイクアウト等を含む。）に係る経費については、全て指定管理者の負担とし、喫茶運営により得た収入については指定管理者の収入とするが、損失が発生した場合は、全

て指定管理者の負担とする。

- 4 喫茶運営により収益が生じた場合、収益の10%までを全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市への納付若しくは利用者への還元のこととするが、その取扱いについて、あらかじめ市と協議を行わなければならない。

#### (自主事業)

第14条 指定管理者は、本施設の設置目的を勘案し、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるために効果的であると認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主的な事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ市に実施計画書案を提出し、市長の承認を得たうえで実施するものとする。
- 3 自主事業の実施に係る経費については、全て指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入とするが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担とする。
- 4 自主事業により収益が生じた場合、収益の10%までを全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市への納付若しくは利用者への還元のこととするが、その取扱いについて、あらかじめ市と協議を行わなければならない。

#### (市が行う業務の範囲)

第15条 次の業務については、市が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 目的外使用許可に関する業務
- (2) 施設の法的管理（占用許可等）
- (3) 施設の整備、改修
- (4) 災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等
- (5) 災害復旧（本格復旧）
- (6) 火災保険（火災及び災害）、施設賠償責任保険

#### (業務範囲及び業務実施条件の変更)

第16条 市又は指定管理者は、業務の範囲等の変更が必要と認める場合は、相手方に対し書面にて申し出ることができる。

- 2 市又は指定管理者は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲等及びそれに伴う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

#### (事務所)

第17条 指定管理者は、交流施設を事務所として本業務を実施するものとする。

- 2 指定管理者は、当該事務所において、指定管理に係る業務以外の業務を行ってはならない。
- 3 指定管理者は、本協定が終了したときは、指定管理者の負担により当該場所を使用開始時の原状に回復して（ただし、通常の劣化等を除く。）、市に返還しなければならない。

(業務責任者)

第18条 指定管理者は、本業務開始までに本業務を総合的に把握し調整する統括責任者を配置し、市に届け出なければならない。また、市に届け出た統括責任者を変更しようとするときも同様とする。

(職員の配置)

第19条 指定管理者は、本業務を実施するために必要な職員を配置するものとする。

- 2 指定管理者は、職員の配置等にあたっては、あらかじめ市と協議するものとする。
- 3 指定管理者は、職員の配置表及び職員名簿を備えるとともに勤務体制を定めておかななければならない。
- 4 指定管理者は、本業務を実施するため法令等により資格等を有する者を配置する必要があるときは、自らの責任及び費用において、必要な資格等を有する者を確保し、配置しなければならない。
- 5 職員の採用及び解雇は、指定管理者の責任において行うものとする。
- 6 指定管理者は、本業務の実施にあたっては、あらかじめその実施体制及び各業務担当者を市に届け出なければならない。また、市に届け出た実施体制又は各業務担当者を変更しようとするときも同様とする。
- 7 指定管理者は、施設の管理に必要な知識と技術の習得に努めなければならない。
- 8 職員等の配置等については、別紙3「仕様書」等(事業計画書を含む)に定めるとおりとする。

(資格等を有する者の配置)

第20条 指定管理者は、本業務に必要な次の資格等を有する者を配置しなければならない。

- (1) 甲種防火対象物の防火管理者(施設長)
- (2) 食品衛生法に基づく食品衛生責任者

(開業準備)

第21条 指定管理者は、本業務開始に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、必要と認める場合には、本業務開始に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができる。
- 3 市は、指定管理者から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
- 4 指定管理者は、本協定、募集要項、仕様書及び事業計画書に基づく事業実施のため、準備業務を実施することとする。
- 5 第18条の規定により選任された統括責任者は、準備業務を統括し管理するものとする。
- 6 開業準備に係る費用は、すべて指定管理者が負担するものとする。

(第三者による実施)

第22条 指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託する場合で、あらかじめ市長の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用につ

いては、すべて指定管理者が負担するものとする。

- 3 第1項の規定により本業務の一部を委託する場合は、原則として長崎市内に本社を有する本市の競争入札参加有資格者を優先するものとする。なお、指定管理者は、前段の規定によらず長崎市内に本社を有する本市の競争入札参加有資格者以外に委託する場合は、その理由を記載した理由書を市に提出しなければならない。

#### (緊急時の対応)

- 第23条 指定管理者は、非常時、緊急時の対応についてあらかじめ市と協議し、具体的対応を記載したマニュアルを作成しなければならない。また、災害、事故等の発生時には、当該マニュアルに基づき直ちに被害拡大の防止に必要な措置をとるとともに、関係機関及び市に報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、交流施設において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期措置を講じ、関係機関及び市に通報しなければならない。
- 3 前2項の対応に係る費用負担については、市及び指定管理者が協議の上決定するものとする。

#### (権利義務の譲渡の禁止)

- 第24条 指定管理者は、本協定の締結により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### (秘密保持義務)

- 第25条 指定管理者又は本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密を外部へ漏らし、又は自己の利益若しくは他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

#### (個人情報の保護)

- 第26条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長崎市個人情報保護条例（平成13年長崎市条例第27号）の規定並びに次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 指定管理者は、個人情報の保護に留意し、本業務の実施に関して知り得た個人情報について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 指定管理者又は本業務に従事する使用人その他の従業者（使用人その他の従業者であった者を含む。）は、本業務により知り得た個人情報を他に知らせ、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
  - (3) 指定管理者は、市の指示又は許可なく市が所有する個人情報の記録された文書等の全部又は一部を複写し、又は複製してはならない。
  - (4) 指定管理者は、本業務の遂行に伴い市から引き渡された個人情報が記録された文書等を、本業務完了後、遅滞なく市に返還しなければならない。
  - (5) 個人情報に関し、漏えい等の事故があったときは、指定管理者は、速やかに市に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者は、個人情報の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な

対応その他個人情報の適正な管理を図るために、個人情報の取扱規程等を作成するものとする。

- 3 市は、第1項各号の規定が遵守されているかを調査するため、立ち入り検査を行うことができる。立ち入り検査の際には、指定管理者は市の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。
- 4 市は、指定管理者が本業務の実施にあたり第1項の規定に違反したときは、損害賠償の請求をすることができる。

#### (情報の公開)

- 第27条 指定管理者は、本業務のために作成し、又は取得した文書等であって、本業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有している文書等について、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第25条の趣旨に則り指定管理者の情報の公開に関する規程等を作成するとともに、この規程等によって公開に努めるものとする。
- 2 市は、前項の指定管理者が所有している文書等であって、市が保有していないものについて、市に情報公開請求があったときは、指定管理者に対して当該文書又は写しの提出を求めることができる。

#### (文書の管理及び保存)

- 第28条 指定管理者は、本業務を行うにあたり、作成し又は取得した文書等を適正に管理及び保存しなければならない。
- 2 前項の文書等の管理及び保存の期間については、別に法令に定めがあるものを除き、本業務の終了後5年間とする。ただし、市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、市の指示により引き渡さなければならない。

#### (環境への配慮)

- 第29条 指定管理者は、本業務の遂行にあたっては、長崎市環境マネジメントシステムの趣旨を踏まえ、環境関係法令を遵守し、環境負荷の低減を図るなど、次のとおり環境への配慮に努めなければならない。
- (1) 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制
  - (2) 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
  - (3) 環境負荷の低減に配慮した物品の購入
- 2 指定管理者は、環境マネジメントシステムの運用に必要な事項を記録した報告書等を作成し、市に提出しなければならない。

#### (利用の許可に関する具体的基準)

- 第30条 指定管理者は、管理施設の利用許可について、長崎市行政手続条例（平成8年長崎市条例第12号。以下「行政手続条例」という。）第5条に規定する審査基準、第6条に規定する期間及び第12条に規定する基準（以下「審査基準等」という。）を定めるにあたっては、あらかじめ市長の承認を得なければならない。審査基準等を変更する場合も同様とする。

#### (施設利用者のアンケート実施)

- 第31条 指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により施設利用者の意見又は苦情等を聴取しなければならない。

(利用者からの苦情等への対応)

第 32 条 指定管理者は、常に、本業務について、利用者からの意見、苦情等の適切な解決に努めなければならない。

2 指定管理者は、アンケート等により聴取した意見、苦情等について、その対応状況等を記録するとともに、定期的に市に報告しなければならない。

(委託料)

第 33 条 市は、本業務の対価として、指定管理者に対して委託料を支払う。

2 市が指定管理者に対して支払う指定期間中の委託料の額及び支払方法等は、別紙 4 のとおりとする。

(利用料金の取扱い)

第 34 条 交流施設の利用料金の収入が、指定管理者の提案額を超えた場合、その超えた金額のうち、提案額の 10%までは全額を指定管理者の収入とし、その超えた部分の 50%を市への納付若しくは利用者への還元に充てることとするが、その取扱いについて、あらかじめ市と協議を行わなければならない。

2 利用料金は、交流施設の利用の際又は施設利用の許可の際に収受するものとする。ただし、指定管理者と市があらかじめ協議し、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

(利用料金の決定)

第 35 条 利用料金は、条例及び規則に規定する額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。なお、利用料金の改定についても同様とする。

(利用料金の減免)

第 36 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

第 37 条 指定管理者は、災害その他利用者の責めに帰することができない事由により本施設を利用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、利用者へ返還しない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準による場合についてはこの限りでない。

(施設の管理の経理)

第 38 条 指定管理者は、施設の管理の経理にあたっては、別に会計を設けて処理しなければならない。

2 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第 39 条 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するために、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(備品の管理等)

第 40 条 指定管理者は、別紙 2「管理物件」に定める市が所有する備品を、適正に管理しなければならない。

- 2 厨房用の調理機器・器具について、市は修理及び更新（買換え）は行わないものとする。修繕を行う場合は、指定管理者の負担とする。
- 3 指定管理者は、故意又は過失により市が貸与する備品等を毀損し、又は滅失したときは、市との協議により、指定管理者の負担で当該物と同等以上の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 4 前項により指定管理者が購入又は調達した備品等は、市に帰属するものとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

第 41 条 指定管理者は、委託料により備品等を購入することはできないものとする。

- 2 指定管理者は、任意により指定管理者の負担で備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。この場合における当該備品等は、指定管理者に帰属するものとする。

(年間事業計画書)

第 42 条 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに年間事業計画書を市に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の年間事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、市長の承認を得なければならない。

(事業報告書)

第 43 条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を各月ごとに作成し、翌月 10 日以内に、また、次に掲げる事項を記載した年度事業報告書を作成し、毎会計年度終了後 30 日以内に、市に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 交流施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金の収入実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 利用者からの苦情とその対応状況
- (5) 自主事業の実施状況
- (6) 管理物件の修繕に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 市は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は説明を求めることができる。

3 指定管理者は、第 46 条又は第 52 条の規定により、年度途中において指定を取り消された場合には、その日から 30 日以内に当該年度の当日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(事故報告等)

第 44 条 指定管理者は、本業務の実施にあたり、事故等が生じたときは、応急処置を講じ、遅滞なく市



にその状況を報告するとともに、事故等のてん末を書面により、市に報告しなければならない。

(業務実施状況の確認及び改善)

- 第 45 条 市は、業務の適正を期するため、必要と認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者に対し、本業務の実施状況又は経理の状況に関し報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 2 市は、前項による調査等の結果、指定管理者による業務実施が履行されていないとき又は、管理の基準や事業計画書に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者に対して改善を指示するものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定による改善の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(市による指定の取消し等)

- 第 46 条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命ずることができる。
- (1) 自らの責めに帰すべき事由により、本協定の解除の申し出があったときほか本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 法令、本協定、募集要項等の規定に違反したとき。
- (3) 交流施設の管理に重大な支障が生じる又は生じるおそれがあるとき。
- (4) 著しく社会的信用を失ったとき。
- (5) その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 市は、前項の規定により指定の取消し等を行おうとするときは、指定管理者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により指定の取消し等を命じた場合において、指定管理者に損害、損失や費用増加が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 第 1 項の規定により指定を取消した場合において、市に損害、損失又は費用増加があるときは、指定管理者は、市に対し、その損害等を賠償することとする。

(違約金の支払い)

- 第 47 条 指定管理者は、前条の規定により指定の取消し等を受けたときは、違約金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の違約金の額は、指定管理者が本施設の指定管理者として指定されるにあたり、市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る支出額（修繕に係る支出を除く）から、市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の 100 分の 10 に相当する額とする。
- 3 前項の正当な履行部分に相当する額は、日割り計算（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）によるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

- 第 48 条 天災その他不可抗力が発生したときは、指定管理者は、早急に対応措置をとり、損害、損失及び費用増加を最小限に留めるよう努めなければならない。

(不可抗力による業務実施の免除)

第 49 条 指定管理者は、不可抗力の発生により本業務の実施ができないと認められるときは、市と協議の上、不可抗力による影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が、不可抗力により本業務の一部を実施できなかったときは、市は、指定管理者と協議の上、指定管理者が実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

3 前項の費用の計算については、第 47 条第 3 項の規定を準用する。

(管理施設の休止等)

第 50 条 市は、大規模改修工事等により第 8 条に定める指定期間中に管理施設の全部又は一部を休止する必要があると認められる場合は、指定管理者に対し書面にて申し出ることができる。

2 前項に規定する休止による利用料金収入の減少への対応、その他経費の負担については、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(不可抗力による管理施設の休止等)

第 51 条 市は、不可抗力の発生により第 8 条に定める指定期間中に管理施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を指定管理者に通知し、当該施設の全部又は一部を休止させることができる。

2 指定管理者は、不可抗力の発生により第 8 条に定める指定期間中に管理施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、市長の承認を得て、当該施設の全部又は一部を休止することができる。

3 前 2 項に規定する休止による利用料金収入の減少への対応、その他経費の負担は、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定管理者による指定の取消しの申し出等)

第 52 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市に対して書面にて指定の取消しを申し出ることができる。

(1) 市が、法令又は本協定の規定に違反したとき。

(2) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき。

(3) その他、指定管理者が必要と認めるとき。

2 市は、前項の申し出を受けたときは、指定管理者と協議した上でその処置を決定するものとする。

(委託料の返還)

第 53 条 市は、第 46 条又は前条の規定により指定の取消しを行ったときは、指定管理者に対し、支払った委託料（市が認める正当な履行部分に相当する額を除く。）の返還を求めることができる。

2 前項の正当な履行部分に相当する額の計算については、第 46 条第 3 項の規定を準用する。

(保険)

第 54 条 交流施設の管理にあたり、市が加入する保険は、次のとおりとする。

(1) 全国市長会市民総合賠償補償保険

2 本業務の実施にあたり、指定管理者は自らの負担において必要に応じて保険に加入するものとする。

(損害賠償等)

第 55 条 指定管理者は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者に対する賠償責任)

第 56 条 市は、本業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市が、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、市は指定管理者に対して市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(原状回復義務)

第 57 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、交流施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない（通常の劣化等を除く。）。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(業務の引継ぎ)

第 58 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、交流施設の管理が適切に実施されるよう、市が指定する者に対して業務及び書類等を引き継がなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の引継ぎの期間、方法等については、市及び指定管理者が協議して定めるものとする。

3 指定管理者は、第 1 項に規定する引継ぎに要する指定管理者の費用を負担するものとする。

(利用料金の引継ぎ)

第 59 条 利用料金は、当該利用料金に係る利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とする。

2 指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、指定管理者は、前納された利用料金で前項により指定管理者の収入とならないものについて、その相当額を、市又は市が指定する者に支払うものとする。

(責任分担)

第 60 条 本業務に関する責任分担については、別紙 5「責任分担表」のとおりとする。

2 前項に定めた事項以外の不測の事態が生じたときは、市及び指定管理者の協議により責任分担を決定するものとする。

(協議事項)

第 61 条 本協定に定める事項の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、市及び指定管理者が誠意をもって協議し定めるものとする。

(裁判管轄)

第 62 条 本協定に関する紛争は、長崎地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

市及び指定管理者は、この本協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 31 年 月 日

市	住 所	長崎市桜町 2 番 2 2 号
	名 称	長崎市
	代表者	長崎市長 田 上 富 久
指定管理者	住 所	*****
	名 称	*****
	代表者	*****

## 別紙1 用語の定義

本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「法令」とは、法律及びその法律に基づく政令や省令などの命令のほか地方公共団体が定立する条例や規則のことをいう。
- (2)「募集要項」とは、長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者募集要項のことをいう。
- (3)「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）、補足説明事項及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (4)「仕様書」とは、本協定別紙3のことをいう。
- (5)「事業計画書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業計画書及び年間事業計画書のことをいう。
- (6)「文書等」とは、文書、図画、図面、地図、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。
- (7)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、本施設の利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

## 別紙2 管理物件

### (1) 管理施設

- ・敷地内の建物および工作物
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・道路横駐車場

### (2) 管理物品（※詳細については、「別紙6 備品一覧表」を参照のこと。）

- ・棧敷運営用機械・器具
- ・喫茶スペース及び厨房用機械・器具
- ・事務用機械・器具
- ・その他

## 別紙3 仕様書

### 長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者業務仕様書

長崎市野母崎高浜海岸交流施設（以下「交流施設」という。）の指定管理者の業務の内容及びその範囲等は、本仕様書により行うものとします。

また、本文中に「条例」とあるのは「長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例」、「規則」とあるのは「長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例施行規則」を表します。

#### 1 趣旨

本仕様書は、交流施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

#### 2 交流施設の概要

- (1) 名称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設
- (2) 所在地 長崎市高浜町 3963 番地 3 ほか
- (3) 設立年月日 平成 26 年 7 月 15 日
- (4) 施設の規模 敷地面積 2,745 m<sup>2</sup>、延床面積 892 m<sup>2</sup>、駐車場用地 1,051 m<sup>2</sup>
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (6) 施設の内容  
南棟 多目的スペース (380 m<sup>2</sup> 夏期は棧敷)、シャワー・更衣室、  
多目的トイレ、カヌー艇庫 (30 m<sup>2</sup>)、芝生広場 (540 m<sup>2</sup>)  
北棟 喫茶スペース (93 m<sup>2</sup>)、テラス (154 m<sup>2</sup>)、事務室 (18 m<sup>2</sup>)、厨房 (32 m<sup>2</sup>)、  
トイレ (14 m<sup>2</sup>)、倉庫 (20 m<sup>2</sup>)、円形階段 (240 m<sup>2</sup>)  
駐車場 交流施設横駐車場 (160 m<sup>2</sup> 約 10 台分)、道路横駐車場 (1,051 m<sup>2</sup> 約 50 台分)
- (7) 位置図及び平面図 仕様書別紙 1 参照

#### 3 管理に関する考え方

交流施設の管理運営は、次に掲げる項目に沿って行ってください。

- (1) 交流施設が、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資するものであるという設置目的を十分に踏まえ、管理運営を行ってください。
- (2) 公の施設として、市民の平等な利用及び利用者への公平なサービスの提供を常に確保するとともに良好な施設の維持管理を行うことを基本としてください。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させてください。
- (4) 個人情報の保護を徹底してください。
- (5) 効率的な運営を行ってください。
- (6) 管理運営費の削減に努めてください。

#### 4 職員の配置等について

利用者サービス及び利用者の安全性を低下させないように努めてください。なお、次に掲げる事項につ

いては遵守してください。

- (1) 交流施設の管理運営全般を総括する責任者としての役割を担うとともに、事業の実施及び来場者の対応等を行う者として、施設長を配置してください。施設長が責任者としての役割のみを担うことは妨げませんが、(5)の要件は満たしてください。また、施設長は甲種防火管理者の資格所有者としてください。なお、独立採算制で実施する喫茶業務を兼務することは可能としますが、その取り扱いは募集要項の6経費に関する事項に記載するとおりとします。
- (2) 施設長を補佐し、施設長不在時に代理する役割を担うとともに、事業の実施及び来場者の対応等を行う者として、職員を配置してください。なお、独立採算制で実施する喫茶業務を兼務することは可能としますが、その取り扱いは募集要項の6経費に関する事項に記載するとおりとします。
- (3) 専門的な資格、技術等を要する業務については、必ず当該資格保有職員を配置してください。
- (4) 職員は、直接雇用し、労働関係法令を遵守してください。
- (5) 交流施設の開場時間内は、常に1名(7・8月の金土日は2名)以上の常勤職員を配置してください。
- (6) 海水浴場開設期間中には、受付・案内員、駐車場整理員、監視員など、施設を円滑に、かつ、安全に運営するために必要な人数を配置してください。特に、監視員については、安全管理上十分な人員を配置してください。
- (7) 監視員は、長崎県公安委員会が開催する海水浴場の監視人等に対する講習を受講してください。
- (8) 職員は制服を着用するなど、施設利用者が判別できるようにしてください。特に、監視員については一別できるようにしてください。
- (9) 職員に対し、施設の運営管理に必要な研修を実施してください。
- (10) 地元雇用に配慮してください。

## 5 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 指定管理業務

#### ア 交流施設の利用の許可その他の交流施設の利用に関する業務

##### (ア) 施設の利用の許可(取り消しを含む)

条例第5条(利用の許可)及び条例第11条(許可の取消し等)等に基づき、施設利用の許可等を行ってください。

##### (イ) 施設の利用料金の徴収

- a 多目的スペース(夏場は棧敷)・テラス、駐車場(市設置分)・附属設備の利用に係る料金は利用料金とし、指定管理者の収入とします。
- b 利用料金は、あらかじめ長崎市の承認を受けて定める基準に基づき、減免することができます。
- c 釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ってください。

#### イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務

##### (ア) 施設の受付、案内

- a 施設の概要等の基本情報を把握し、問い合わせに対応してください。
- b 苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し、記録してください。

##### (イ) 喫茶の運営

喫茶スペースにおいて、年間を通して喫茶運営を事業計画に基づき行ってください。(喫茶スペースの開場時間中は営業実施を必須としますが、時間帯によりメニューを変えることは可能とします。)



なお、経費については、募集要項の6経費に関する事項に記載のとおりです。

(ウ) 海水浴客を対象とした飲食物の提供

海水浴場開設期間中は、海水浴客を対象としたテイクアウト等を実施してください。なお、経費については、募集要項の6経費に関する事項に記載のとおりです。

(エ) イベントの実施

施設の利用者増を図るための多様な集客イベントを年間5回以上実施してください。

(オ) 広告宣伝

次に掲げる事項を含めた広告宣伝に関する業務を事業計画に基づき行ってください。

- a 交流施設の周知を図るとともに、効用を最大限に発揮できるような広告宣伝を行ってください。長崎市では旅行雑誌への掲載（年間500千円）を想定しています。
- b 交流施設のホームページは必ず開設し、定期的に更新作業を行い、最新の情報提供に努めてください。

(カ) 施設の利用に伴う備品類の貸出

ウ 地域の情報の発信に関する業務

野母崎地域の観光スポット、グルメ、イベントなどの情報を収集し、施設内での提供も含め、積極的な情報提供を行い、野母崎地区全体の交流人口増に努めてください。長崎市では施設内におけるパネル展示（20枚程度）及び地域情報チラシの作成を想定しています。

エ 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ア) 施設及び設備の保守点検

消防設備保守点検（年1回以上）を行ってください。

(イ) 施設の清掃

- a 敷地内や施設内の清掃を行うとともに、定期的に除草（年2回以上）、砂の除去を行うなど、施設全体の美化に努めてください。
- b 特に、多目的スペースは、海風や季節風等の影響で砂の入り込みが想定されるので利用に支障が出ないように維持管理に努めてください。
- c 喫茶スペースは、日常清掃を行うとともに、年1回以上、消毒を含めた全体清掃を行うようにしてください。

(ウ) 施設及び設備の修繕

施設及び設備の修繕で1件あたり500千円未満のものは、長崎市が委託料に含めて支払う修繕料の範囲内において、速やかに実施してください。なお、執行（業者選定、見積徴取、契約）は、長崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第26号）に準じて行うようにしてください。なお、執行にあたっては、市内（地元）業者への発注に努めてください。

(エ) 備品類の管理・調達

- a 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議してください。
- b 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達してください。

(オ) その他の維持管理

- a 芝生広場等の管理

芝生広場は、除草（年2回以上）や灌水等を適度に行い、良好な芝生の維持に努めてください。

b 施設の警備

(a) 交流施設の建物については、機械警備を導入し、夜間及び休場日は機械警備による安全管理を行ってください。機械警備の機器は、指定管理者で準備してください。

(b) 開場時間中は、定期的に巡回するなど、来場者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。

(c) 事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの応急措置に講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処してください。

c ポンプアップ槽の管理

ポンプアップ槽の制御管理を日頃から行うとともに、汲み取り・清掃（年1回以上）を行ってください。

オ ア～エに付随する業務

(ア) 海水浴場の開設及び管理

a 夏期は、高浜海水浴場開設のため、関係機関への海水浴場開設届け出業務及びそれに付随する業務を行ってください。海水浴場の開設期間は、毎年度、予め長崎市と協議し、決定してください。

b 海水浴場開設前にサメ進入防止網、浮島の設置を行い、期間終了後は撤去してください。

なお、サメ進入防止網及び浮島は長崎市所有物を使用することができます。

(イ) 地域との連携を図るための意見交換

地域との連携を図るために、地域との意見交換を行ってください。

(ウ) 事業計画書及び収支予算書の作成

翌年度分の事業計画書及び収支予算書を毎年度作成し、市が指定する日までに提出してください。

(エ) 事業報告書及び収支決算書の作成

a 管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成してください。長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出してください。

b 月次事業報告書を毎月作成し、翌月10日までに提出してください。

c 年間事業報告書を作成し、翌年度の4月末日までに報告してください。

(オ) 施設の利用実績の記録・集計

施設区分毎に利用者数及び金額を集計し、翌月10日までに報告してください。

なお、海水浴場期間中は海水浴利用者の総数を駐車場（自主事業分を含む。）又は海水浴場においてカウントしてください。

(カ) 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告

市の環境に関する方針や目標に基づいた施設の管理運営を行うとともに、所定の様式により報告してください。

(キ) 職員研修

職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めてください。

(ク) 利用者等からの苦情への対応

利用者等からの苦情や要望については、誠意をもって適切かつ迅速に対応するとともに、長崎市へ報告してください。また、アンケートBOXの設置や聞き取りによる利用者アンケートの実施など、利用者の声を反映するための仕組みづくりに努め、改善状況について長崎市へ報告してください。

(ケ) その他の業務

- a 必要な範囲において、長崎市が実施する業務に協力してください。  
また、長崎市と定期的に協議の場を設けるなど、行政情報の収集を図るよう努めてください。
- b 海浜部を利用する場合は、管理者である長崎県へ利用の許可申請をしてください。

(2) 自主事業

提案した事業を実施してください。

6 指定期間等

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日までとします。

7 開場時間及び休場日等について

開場時間及び休場日の承認の基準は概ね次のとおりです。

(1) 開場時間：午前 10 時から午後 6 時までの時間帯を基本とし、1 日 8 時間以上

(2) 休 場 日

ア 夏期（条例第 5 条第 2 項に規定する期間）：休場日なし

イ 夏期以外：毎週火曜日（祝日の場合はその日以後の祝日でない日）及び 12 月 29 日から翌年  
1 月 3 日までの期間内の日

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開場時間及び休場日を変更することができます。

※「夏期」については、海水浴場開設期間に合わせ、市と指定管理者が協議のうえ決定します。

8 法令等の遵守

交流施設の管理及び事業実施にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守してください。

(1) 地方自治法

(2) 個人情報保護に関する法律及び長崎市個人情報保護条例

(3) 消防法

(4) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令

(5) 食品衛生法

(6) 長崎県遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例及び同条例施行規則

(7) 長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例及び同条例施行規則

(8) 長崎市暴力団排除条例

(9) その他、業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。

指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

9 経費等について

(1) 事業報告

会計年度終了後、30 日以内に事業の報告を行ってください。

(2) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行ってください。

(3) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

10 指定管理者の賠償責任と保険の加入

長崎市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象になりません。また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する喫茶運営及びイベント実施並びに自主事業などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについては、対象になりません。

11 業務実施上の注意事項

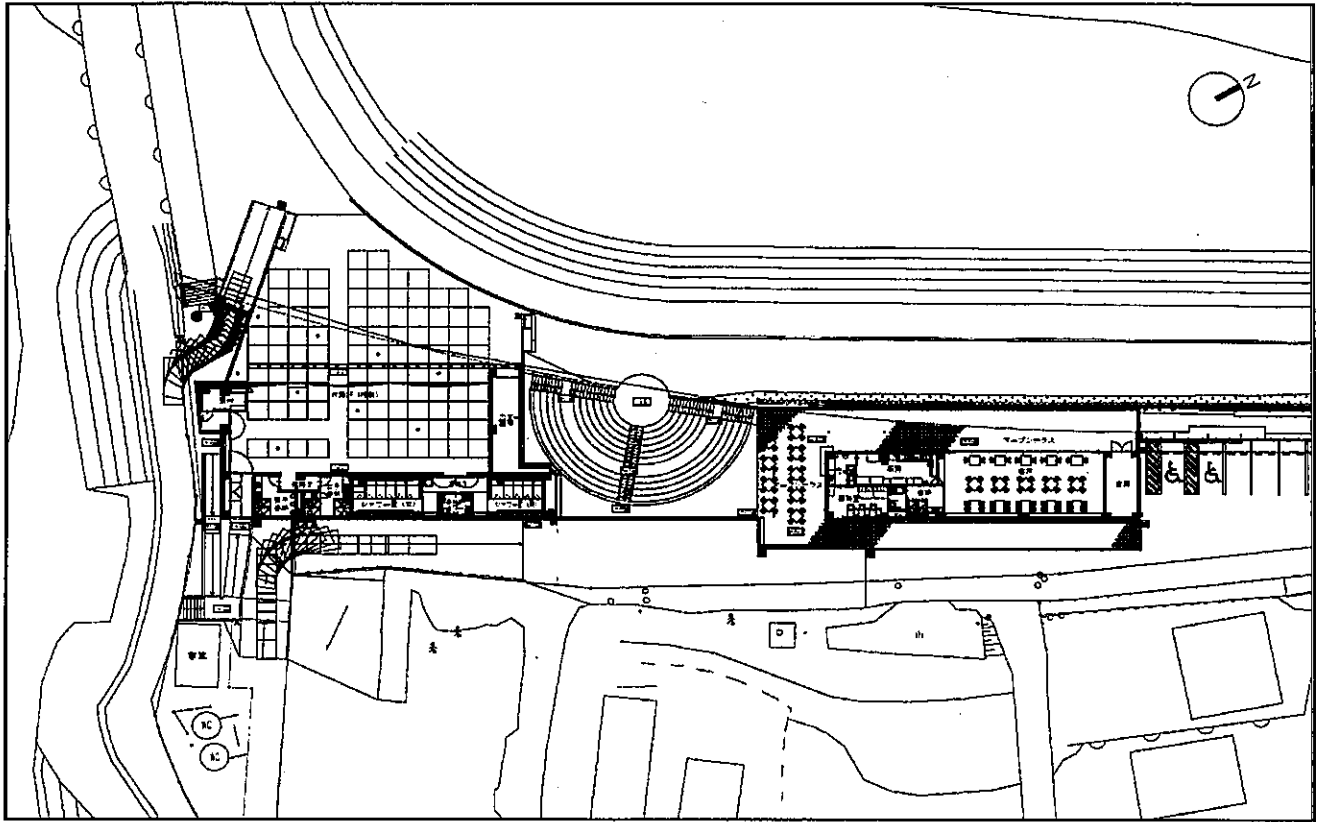
業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないでください。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施してください。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行ってください。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、防火管理者を定めるものとします。
- (5) 市民の利便に資するため、開場時間、休場日の変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行ってください。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行ってください。
- (7) 指定期間中、年度ごとの予算については、長崎市の財政の状況等により金額が変更となる場合があります。

12 協議

この仕様書に規定するもののほか指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し、決定します。

仕様書別紙 1



※道路横駐車場 (1,051 m<sup>2</sup> 約 50 台分) は本図面に記載なし。

別紙 4

1 指定管理に係る委託料

- (1) 指定期間中の委託料（修繕に係る委託料を含む。）の額は、\*\*\*\*\*円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
- (2) 各年度における委託料及び支払時期は次のとおりとする。

年度	支払時期	指定管理委託料
平成 31 年度 (2019 年度)	平成 31 年 (2019 年) 4 月	円
	平成 31 年 (2019 年) 7 月	円
	平成 31 年 (2019 年) 10 月	円
	平成 32 年 (2020 年) 1 月	円
	小計	円
平成 32 年度 (2020 年度)	平成 32 年 (2020 年) 4 月	円
	平成 32 年 (2020 年) 7 月	円
	平成 32 年 (2020 年) 10 月	円
	平成 33 年 (2021 年) 1 月	円
	小計	円
平成 33 年度 (2021 年度)	平成 33 年 (2021 年) 4 月	円
	平成 33 年 (2021 年) 7 月	円
	平成 33 年 (2021 年) 10 月	円
	平成 34 年 (2022 年) 1 月	円
	小計	円
平成 34 年度 (2022 年度)	平成 34 年 (2022 年) 4 月	円
	平成 34 年 (2022 年) 7 月	円
	平成 34 年 (2022 年) 10 月	円
	平成 35 年 (2023 年) 1 月	円
	小計	円
平成 35 年度 (2023 年度)	平成 35 年 (2023 年) 4 月	円
	平成 35 年 (2023 年) 7 月	円
	平成 35 年 (2023 年) 10 月	円
	平成 36 年 (2024 年) 1 月	円
	小計	円
合計		円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

- (3) 前項に定める委託料の支払いについては、修繕に係る委託料を概算払、その他の委託料を前金払により支払うものとする。
- (4) 指定管理者は、各年度の分割した委託料（修繕に係る委託料を含む。）について、支払を受けようとする日の 14 日前までに請求書を市に提出するものとする。

## 2 修繕に係る委託料

- (1) 指定管理者は、修繕に係る委託料の範囲内で修繕業務を行うものとする。
- (2) 指定管理者は、修繕に係る委託料について、実績報告書及び支出の内訳が分かる書類を毎会計年度終了後 15 日以内に、市に提出しなければならない。
- (3) 修繕に係る委託料を精算した結果、その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって修繕に係る委託料とする。
- (4) 指定管理者は、前項の規定により精算した結果、残金が生じたときは、毎会計年度終了後 30 日以内に、市に返還しなければならない。

別紙5 責任分担表

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○（責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が500千円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
利用料金の徴収			○



施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収	○	
施設の法的管理（占有許可等）	○	
施設の整備、改修	○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等	○	
災害復旧（本格復旧）	○	
火災保険（火災及び災害）	○	
施設賠償責任保険	○	○

※指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。

《本責任の分担のほか疑義のあるものについては、その都度協議することとします。》

## 別紙6 備品一覧表

品名	規格	個数
カヌー艇	クリアカヤック 素材:ポリカーボネイト L=3.39m、W=0.91m、H=0.456m	3
カヌー艇	テキーラタンデム 素材:ポリエチレン L=4.16m、W=0.71m、H=0.35m	5
コンロ	ガスコンロ RSB-7PRJ	1
その他の椅子	アダルカトレア 張地B	29
その他の椅子	チェア ジョイントテックス FJC-K6AL	1
その他の椅子	子供用いす 桜工業 子供椅子5号	5
その他の机	アール・エフ・ヤマカワ RFRT-800SW	10
その他の机	アダルロイド W1500 突板	10
その他の机	インサイドワゴン アール・エフ・ヤマカワ RFCAホワイト	1
その他の机	キャビネットテーブル BW-096N	1
その他の机	ダストテーブル BDW066	1
その他の机	ワークテーブル BW-066N	1
その他の机	ワークテーブル BW-097N	1
その他の机	木製デスク アール・エフ・ヤマカワ RFLD-1270	1
その他の雑具	20Kg	5
その他の雑具	45本150mm35G240目	1
その他の雑具	Φ14×200m	3
その他の雑具	メガホン TOA ER-1106W	3
その他の雑具	寸胴鍋(カレー等)モリブテン寸胴鍋33cm	2
その他の雑具	片手鍋(中)中華用39cm純チタン	2
その他の厨房用器具	エスプレッソコーヒーマシン ECAM23210B	1
その他の厨房用器具	ガスフライヤー MGF-13FJ	1
その他の厨房用器具	コンパクト自動殺菌ソフトサーバー NA-1412AE	1
その他の厨房用器具	ジュースディスペンサー DS-10WC	1
その他の台	ガスコンロ台 BWG-096	1
その他の台	卓上ウオーマー架台 BWG-076N	1
その他の調理機器・器具	キューブアイスメーカー SIM-S9500U	1
その他の調理機器・器具	卓上ウオーマー MEW-350A	1
その他の調理機器・器具	電解水再生装置 WOX-40WA	1
その他の電気機械・器具	VIERA TH-50A305	1
その他の電気機械・器具	レジスター シャープ XE-A207-W	2
レンジ	電子レンジ NE-710GP	1
更衣箱	ロッカー W308×D4, 685×H1, 803 扉:スカイブルー	42
更衣箱	ロッカー プラス LK-32S	2
雑棚	パンフレットスタンド エヌケイ KPA-A412	1
事務用机	片袖机 ジョイントテックス 20L-107FN	2
炊飯器	炊飯ジャー2升炊き JNO-A360	1
冷蔵庫(冷凍庫含む)	冷凍ストッカー SH-F190X	1

# 長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者募集要項

## 1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例（平成 25 年条例第 94 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により、長崎市野母崎高浜海岸交流施設（以下、「交流施設」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

### 【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

### 【根拠条例】

長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例第 2 条第 1 項

市長は、交流施設の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

## 2 施設の設置目的、概要

### (1) 設置目的

交流施設は、市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に寄与する目的で平成 26 年 7 月に開設した施設です。

### (2) 交流施設の概要

ア 名 称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設

イ 所在地 長崎市高浜町 3963 番地 3 ほか

ウ 設立年月日 平成 26 年 7 月 15 日

※その他の詳細は、別に定める「長崎市野母崎高浜海岸交流施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」と記します。）を参照してください。

エ 利用者数及び利用料金収入実績（別紙 1 のとおり）

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。なお、詳細は、仕様書に従い実施してください。

ア 交流施設の利用の許可その他の交流施設の利用に関する業務

イ 交流施設の運営、宣伝及び利用促進に関する業務

ウ 地域の情報の発信に関する業務

エ 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

オ 上記ア～エに付随する業務

※ 13の(3)の審査における評価項目及び配点のとおり、イベントを含む海水浴期間中の施設運営及び喫茶の運営は、施設の設置目的から、重要な業務と位置付けております。具体的実施内容を事業計画書（様式4）に記載し提出してください。

## (2) 自主事業

ア 指定管理者は、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する自主的な事業を自らの費用負担により行うことができます。

提案の内容が、施設の設置目的に沿う場合は、長崎市の承認を得て自主事業として実施していただきます。施設の設置目的に沿わない場合については、施設の設置目的や用途を妨げない限りにおいて、別途許可等を受け必要な施設使用料等の納付をしていただいたうえで実施することとなります。

また、利便性や魅力の向上に資しないと判断される場合、実施は認められません。

なお、自主事業と認められた場合は、許可等や施設使用料等の納付は不要となります。

イ 交流施設では、仕様書に記載する年間5回以上のイベント実施のほかにも集客のためのイベント等の実施など施設全体を活用した通年での施設の効用を高めるための取り組みやそれを補完する効果的な広告宣伝などについての積極的な提案を求めています。

また、夏期においては、臨時駐車場が必要になると見込まれるため、自主事業として指定管理者が確保し、運営を行ってください。

※ 自主事業については、提案がある場合は、事業計画書（様式4）に記載のうえ、提出してください。

※ 応募時に提案された事業については、実施していただくこととなります。

※ 指定期間中に新たに実施する場合には、事前に長崎市の承認を得た上で実施してください。

※ 夏期の臨時駐車場については、用地の確保や料金などについて、市と指定管理者で協議を行ったうえで実施してください。

なお、13の(3)の審査における評価項目及び配点のとおり、自主事業についても評価項目と位置付けています。

## 4 指定の期間

平成31年4月1日～平成36年（2024年）3月31日（5年間）

## 5 管理の基準

### (1) 開場時間及び休場日等

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開場時間及び休場日を設定することができます。開場時間及び休場日についても提案してください。（喫茶スペースの開場時間中は営業実施を必須とします。）

承認の基準は長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例施行規則（平成25年長崎市規則第54号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第5条第1項のとおりです。

### (2) 施設利用の許可及び制限について

条例、規則等に従って行ってください。

### (3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部の業務を委託する場合で、あらかじめ長崎市の承認を得たときはこの限りではありません。この場合、長崎市内に本社を有する長崎市の有資格業者を優先してください。

(4) 備品等の取り扱いについて

備品一覧（別紙2）に定める施設運営に必要な備品については、長崎市で準備します。指定管理者においては、これらの備品を適切に管理してください。また、備品一覧に記載している厨房用の調理機器・器具について、平成31年4月時点において使用可能なものは貸与いたしますが、故障等により、使用不可能となった場合には、長崎市において修理、更新（買換え）は行わないものとします。修繕により使用を継続したい場合は、指定管理者の費用（事業実施の独立採算）とします。

なお、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入することも可能です。

この場合の費用は、維持管理も含め指定管理者の負担となり、購入した備品は指定管理者に帰属します。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、法令等を遵守し、業務を遂行してください。

(6) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、長崎市個人情報保護条例第37条の規定により、個人情報の保護に留意するとともに、業務の実施に関して知りえた個人情報について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることがあります。

また、個人情報の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理を図るために、個人情報の取り扱い規程等を作成するものとします。

(7) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例第25条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(8) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益若しくは他の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(9) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。

文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後5年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市の指示に従って引き渡すこととします。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制

- イ 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

## 6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行うこととなります。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は税込63,269千円です。この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とし、面接は行わないこととします。なお、委託料の上限額は修繕料2,500千円（各年500千円：税抜き）を含む総額となります。

※本募集要項における経費に関する金額は全て税込（平成31年（2019年）9月30日までは消費税率8%、平成31年（2019年）10月1日以降は消費税率10%）とします。

### (1) 委託料

「交流施設の管理・運営に関する業務の収支予算書（様式5）」による提案に基づき、支出（施設の管理・運営に係る経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。

委託料が不足する場合があっても、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料は協定書で定め、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに四半期に分割して支払います。また、支払い方法等詳細については、協定書で定めます。

### (2) 利用料金収入

交流施設は利用料金制を採用します。したがって、利用者が支払う利用料金（棟数等の施設及び附属設備に係るもの）は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例、規則で定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。なお、利用料金の基準額は、消費税率の改定に伴い、別紙3のとおり改定する予定としておりますので、平成31年（2019年）10月1日以降分の利用料金の見込みに際してはご注意ください。

また、利用料金の減免については、長崎市が条例、規則で定める基準に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行うこととなります。

### (3) 利用料金収入の取り扱い

利用料金は、施設利用の際又は施設利用の許可の際に徴収するものとし、利用日の属する年度の収入とします。平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日利用分までの利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となります。

なお、利用料金収入が指定管理者の提案額を超えた場合、その超えた金額のうち、提案額の10%までは全額を指定管理者の収入とします。なお、10%を超えた部分の収入については、基準として、その超えた部分の50%を長崎市に納付していただくか、若しくは利用者還元に充てることとしますが、その使途についても併せて提案してください。

また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引き継ぐものとします。

### (4) 喫茶運営等及び自主事業の経費

喫茶運営（海水浴客を対象としたテイクアウト等を含む。）及び自主事業の実施に係る経費については

全て指定管理者の負担とし、当該事業により得た収入については、指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担となります。

なお、当該事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。

基準として、利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の50%を市への納付若しくは利用者還元にあてることとします。

詳細については、協定書において定めることとします。

(5) 施設長及び職員が喫茶業務等を兼務する場合の人員費等の取り扱い

施設長及び職員が喫茶業務等の独立採算で行う事業を兼務する場合は、事業計画書（様式4）及び交流施設の管理・運営に関する業務の収支予算書（様式5）において、兼務が分かるように記載してください。

また、実績報告における当該人員費は、提案された指定管理業務経費と喫茶運営経費の比率に従い計上するものとします。

(6) 委託料の精算について

修繕料を除き委託料の精算は行いません。ただし、指定期間内に次の状況となった場合は、利用料金収入及び委託料について協議を行うこととします。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ 7の責任の分担に基づく協議が必要となった場合

(7) 修繕料の精算について

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。

なお、精算した結果、残金が生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

(8) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定することとします。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人員費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	

	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○（責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が500千円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
利用料金の徴収			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	
災害復旧（本格復旧）		○	
火災保険（火災及び災害）		○	
施設賠償責任保険		○	○

※指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。

《本責任の分担のほか疑義のあるものについては、その都度協議することとします。》



## 8 保険について

### (1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

### (2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の营造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

### (3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。同保険の賠償責任保険の内容は次のとおりです。

指定管理者が対象となる賠償責任保険の内容は、次のとおりです。

施設賠償責任保険契約類型		D型	
てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円

## 9 公募に関する内容

### (1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	平成31年1月18日（金）～平成31年2月15日（金）
イ 質問書の受付	平成31年1月18日（金）～平成31年2月6日（水）
ウ 現地説明会の開催	平成31年1月29日（火）
エ 申請の受付	平成31年2月12日（火）～2月15日（金）
オ 面接審査の実施	平成31年2月19日（火）予定
カ 選定結果の通知	平成31年2月下旬に通知予定
キ 指定管理者の指定の手続き	平成31年2月
ケ 指定管理者との協定締結	平成31年3月
コ 指定管理者による管理の開始	平成31年4月1日（月）

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

### (2) 指定管理者の公募手続き

#### ア 募集要項・資料の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできま

す。また、水産農林政策課でも配布します。

長崎市指定管理者ホームページ URL

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/p030226.html>

#### イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。回答は説明会参加団体及び質問団体に FAX 又は電子メールにて回答し、併せてホームページにも掲載します。

受付期間:平成 31 年 1 月 18 日(金)～平成 31 年 2 月 6 日(水)

※期間中は随時受付・回答を行います。

受付方法:質問書(様式 8)に記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールにて送付してください。電話(口頭)での質問は受け付けません。なお、FAX 及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認(電話にて)をお願いします。

提出先:長崎市水産農林部水産農林政策課

担当 小川、川口

〒850-0037 長崎市金屋町 9 番 3 号 金屋町別館 3 階

電話 095-820-6562(直通)、FAX 095-827-6513

メールアドレス [suinou\\_seisaku@city.nagasaki.lg.jp](mailto:suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp)

#### ウ 現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。応募を予定している団体は出席してください。

開催日時:平成 31 年 1 月 29 日(火)午前 10 時から 12 時(予定)まで

開催場所:長崎市野母崎高浜海岸交流施設

参加人数:各団体 3 名まで

申込方法:申込書(様式 9)に記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールにて開催日の前日までに送付してください。

※FAX 及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認(電話にて)をお願いします。

申込先:上記イ質問書の提出先に同じ

#### エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間:平成 31 年 2 月 12 日(火)～2 月 15 日(金)

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

提出期限:平成 31 年 2 月 15 日(金)午後 5 時 30 分(必着)

提出先:長崎市水産農林部水産農林政策課

※申請書等の提出は持参又は郵送とします。

## 10 応募に関する事項

### (1) 応募資格

法人その他の団体であり、次の事項を全て満たすものであること。

ア 法人にあつては、長崎市建設工事等入札参加資格者名簿又は長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録がある者（以下「有資格者」という。）であること。

イ 本店又は主たる事務所の所在地が長崎市内であること。

ウ 法人にあつては、3年以上の実績を有する団体であること。（過去3ヶ年分の財務諸表を提出できる団体であること。）

※グループでの応募を認めますが、この場合、すべてのグループ構成員が個別の応募資格を満たしている必要があります。

※グループでの応募については、代表構成員を定めることとし、協定締結においては、すべての構成員を協定当事者とします。

#### 【競争入札有資格者の登録について】

本施設の指定管理者に応募するためには、法人にあつては、長崎市の有資格者名簿に登録されていることを条件とします。名簿登録がない団体は、長崎市の  
・物品製造等 ・建設工事 ・建設コンサル  
のいずれかの名簿への登録手続きを行ってください。

(手続先)

〒850-8685 長崎市桜町2番22号(長崎市役所本館4階)

長崎市理財部契約検査課総務係 電話 095-829-1160

(手続内容)

次の書類を持参又は郵送により提出してください。(手続期限必着)

名簿の種類	提出書類	手続期限
物品製造等	競争入札参加資格審査申請書(物品製造等)	申請書提出までに登録を完了すること。(平成31年2月1日(金)までに申請が必要) ※書類に不備がある場合、受付ができない為、早めに申請をしてください。
建設工事	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 ～建設工事～	
建設コンサル	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 ～建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等～	

なお、必要な書類等については、契約検査課窓口、又は、次のURLで取得できます。

物品製造等 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026839.html>

建設工事 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026798.html>

建設コンサル <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026834.html>

### (2) 応募団体の制限

応募しようとする団体（グループでの応募の場合は、全ての構成団体）が次のいずれかの項目に該当しないこと。

ア 長崎市契約規則第2条の規定により長崎市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった場合。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった場合（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された場合（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、長崎市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）
- エ 指定管理者の指定取消しを受けたこと又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことがある場合。
- オ 長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱第 3 条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当する場合。
- カ 長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領又は長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定による指名停止措置の期間中である場合。
- キ 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る）、消費税及び地方消費税を滞納している場合。

(3) 必要な資格

次の免許を取得し、資格を有する技術者を雇用していること。またグループで応募する場合は、いずれかの団体が取得し、又は雇用していること。

ア 甲種防火管理者の資格所有者（平成 31 年 3 月 31 日までに取得予定でも可）

イ 食品衛生法に基づく食品衛生責任者の資格

なお、上記アの資格を必要とする業務については再委託不可とします。

11 申請書類

申請時に次の書類を提出してください。（原本 1 部、写し 9 部）

- (1) 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- (2) グループ応募構成書兼委任状（様式 2） … 該当する場合
- (3) 団体の概要書（様式 3）
- (4) 事業計画書（様式 4）
- (5) 交流施設の管理・運営に関する業務の収支予算書（様式 5）
- (6) 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類（法人以外の団体であっても必ず提出すること）
- (7) 法人にあつては、申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書又はこれに類する書類
- (8) 法人にあつては、申請団体の事業報告書及び収支計算書（平成 27 年度～平成 29 年度の過去 3 カ年）

- (9) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員名簿（様式 6）
- (10) 法人にあつては、財務諸表（平成 27 年度～平成 29 年度の過去 3 カ年）  
貸借対照表、損益計算書（明細書付）、財産目録、法人税申告書別表 1、4、5 の写し（税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること））
- (11) 印鑑証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）
- (12) 納税に関する証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）  
ア 長崎市税においては完納証明書  
イ 法人事業税（長崎県分）の納税証明書（直近の事業年度分）  
ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の事業年度分）  
※ 納税義務のある場合のみ。
- (13) 指定管理者指定申請に係る申立書（10(2)ア～キに該当しない旨の申立書）（様式 7）

#### 【注意事項】

- 注 1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き、日本工業規格の A4 版とします。
- 注 2 写し 9 部は、審査の公平性を確保するため、団体（構成団体を含む。）が特定できないように団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

## 1 2 申請に際しての留意事項

### (1) 接触の禁止

本件提案に関して、審査会委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定のものを有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、野母崎高浜海岸交流施設指定管理者候補者選定審査会委員については次のとおりです。

小畑 雄一（十八銀行地域振興部）  
勝 直哉（九州北部税理士会長崎支部）  
鈴木 貴之（長崎カフェ＆スイーツ）  
深見 聡（国立大学法人長崎大学環境科学部）  
山崎 聡（野母崎 陽の岬）

### (2) 応募の制限等

本（同一）施設への応募は、1 団体につき 1 申請のみとします。

### (3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により、訂正することができます。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 申請書類の完備

11に掲げる全ての申請書類がそろっていない場合は、申請を受け付けません。

(6) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(7) 応募の辞退

申請後、辞退する際には辞退届（様式10）を提出していただきます。

(8) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選考の有無に関わらず応募者の負担となります。

### 1.3 審査及び選考の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、外部委員による審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行う総合評価方式により審査し、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取り組み内容などについて審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

※応募書類や面接時の口頭により提案された内容は原則実施していただくこととなります。

(3) 選考基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	大項目	配点	中項目	配点	詳細
技術点	基本事項	24	基本方針	8	施設の設置目的等に合致した基本方針・理念を持っているか
			平等利用の確保	8	施設の運営について、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか
			個人情報の保護	8	施設の利用者の個人情報の保護に関する

					考え方と取り組みは適切か
	安定した経営能力	—	安定的な財政基盤	—	経営状況（財務諸表等で判断）
	事業計画	104	法令遵守、経理などに係る方針	8	関係法令等の遵守体制や経理事務の構築に向けた取り組みは適切か
			喫茶の運営	24	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か
			イベントの実施	16	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か
			夏季（桟敷）の運営	16	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か
			テイクアウト等の取り組み	8	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 事業計画・収支計画は現実的か
			自主事業	16	集客力のある魅力的な提案内容と広告宣伝となっているか 利便性を高めるための取り組みがあるか 事業計画・収支計画は現実的か
			地域情報の発信	8	地域情報発信の効果的な取り組みがあるか
			地域との連携	8	地域との連携や配慮の取り組みがあるか
	管理運営体制	24	人員配置	16	職員配置は、業務（海水浴場含む）を行うのに適切か
			緊急時の対応	8	防犯、防災等の未然防止に対する取り組みは適切か 事故など、緊急時における、連絡体制、マニュアル等危機管理体制は適切か
価格点	価格	28	—	28	提案額が委託料の上限額の 85% 以下の場合、価格点は一律（満点）となります。
	合計	180		180	

#### (4) 失格基準

- ア 6で定める長崎市が支払う委託料の上限額を超えて提案がなされたとき
- イ 評価項目の大項目の全てにおいて、配点の50%未満となるとき
- ウ 技術点の区分の合計点が配点の60%未満となるとき
- エ 「人員配置」「緊急時の対応」のいずれかが0点であるとき

## (5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知することとします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに長崎市に届け出てください。

### 1.4 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は平成31年2月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

### 1.5 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市において指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとします。

#### (1) 協定に盛り込む事項

##### ア 総括的事項

- a 施設の概要（施設の名称、規模、開場時間、休場日など）
- b 指定期間

##### イ 管理業務の履行に関する事項

- a 業務の範囲に関する事項
- b 個人情報保護に関する事項
- c 情報公開に関する事項
- d 職員への教育・研修
- e 利用者等からの苦情への対応

##### ウ 施設の利用に関する事項

- a 利用料金に関する事項
- b 自主事業に関する事項

##### エ 委託料に関する事項

- a 委託料の金額
- b 支払方法及び精算方法

##### オ 事業の実施に関する事項

- a 実施計画の実施に関する取り決め事項

##### カ 責任分担に関する事項

##### キ モニタリングに関する事項

- a 事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- b 利用者アンケートに関する事項
- c 事故報告に関する事項



- ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項
- コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- サ その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的な信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

## 16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理者が行う業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

## 17 指定の取り消し及び違約金

(1) 指定取り消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

- ア 自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。
- イ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。
- ウ 本募集要項「10 応募に関する事項」に定める要件を満たさなくなったとき。
- エ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。
- オ 著しく社会的信用を失ったとき。
- カ その他、長崎市が必要と認めるとき。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

(2) 業務不履行時の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理・運営に関する業務の収支予算書（様式5）における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

また、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただくこととなります。

## 18 その他の事項

### (1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営等の準備のために負担した費用については、全て指定管理者候補者の負担とします。

### (2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとし、また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、17の(1)、(2)と同様に取り扱うこととし、その旨を協定書に規定するものとし、

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、

### (3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただくこととなります。

#### 【問い合わせ先】

長崎市水産農林部水産農林政策課

担当 小川、川口

〒850-0037 長崎市金屋町9番3号 金屋町別館3階

電話 095-820-6562(直通)、FAX 095-827-6513

メールアドレス suinou\_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

## 野母崎高浜海岸交流施設の利用者数及び使用料実績

## 1 利用者数

(人、件)

	H26	H27	H28	H29	H30
棧敷	5,769	3,937	4,644	4,443	3,431
うち一般	2,575	2,541	2,992	2,763	2,219
うち小・中学生	1,330	782	1,023	1,083	778
うち幼児	1,864	614	629	597	434
附属設備	-	-	-	-	-
温水シャワー	4,238	4,061	4,559	4,197	3,756
コインロッカー	1,709	989	1,077	987	887
カヌー	0	36	55	55	10
パラソル	45	33	314	128	28
【参考】喫茶利用者	6,728	10,766	8,524	6,637	

※H26の喫茶は、7/15から開始。

※オープン初年度を除く棧敷平均利用者数(H27~30)は、4,114人。

※オープン初年度等を除く喫茶平均利用者数(H28-29)は、7,580人。

## 2 利用料金収入実績

(円)

	H26	H27	H28	H29	H30(見込み)
棧敷	2,424,650	1,959,850	2,687,500	2,551,000	1,996,200
駐車場	1,055,000	291,500	266,500	370,500	225,250
附属設備	792,600	639,200	792,600	694,900	575,600
温水シャワー	423,800	406,100	455,900	419,700	375,600
コインロッカー	341,800	195,800	215,200	197,400	175,400
カヌー	0	17,500	54,300	55,000	7,800
パラソル	27,000	19,800	67,200	22,800	16,800
計	4,272,250	2,890,550	3,746,600	3,616,400	2,797,050
【参考】駐車場(自主事業分)	上の表「駐車場」に含む。	727,000	1,040,500	748,500	788,000
【参考】喫茶売上	7,221,716	9,541,359	7,983,085	5,982,419	

※H26の喫茶は、7/15から開始。

## 備品一覧

品名	規格	個数
カヌー艇	クリアカヤック 素材:ポリカーボネイト L=3.39m、W=0.91m、H=0.456m	3
カヌー艇	テキーラタンデム 素材:ポリエチレン L=4.16m、W=0.71m、H=0.35m	5
コンロ	ガスコンロ RSB-7PRJ	1
その他の椅子	アダルカトレア 張地B	29
その他の椅子	チェア ジョインテックス FJC-K6AL	1
その他の椅子	子供用いす 桜工業 子供椅子5号	5
その他の机	アール・エフ・ヤマカワ RFRT-800SW	10
その他の机	アダルロイド W1500 突板	10
その他の机	インサイドワゴン アール・エフ・ヤマカワ RFCAホホワイト	1
その他の机	キャビネットテーブル BW-096N	1
その他の机	ダストテーブル BDW066	1
その他の机	ワークテーブル BW-066N	1
その他の机	ワークテーブル BW-097N	1
その他の机	木製デスク アール・エフ・ヤマカワ RFLD-1270	1
その他の雑具	20Kg	5
その他の雑具	45本150mm35G240目	1
その他の雑具	Φ14×200m	3
その他の雑具	メガホン TOA ER-1106W	3
その他の雑具	寸胴鍋(カレー等)モリブテン寸胴鍋33cm	2
その他の雑具	片手鍋(中)中華用39cm純チタン	2
その他の厨房用器具	エスプレッソコーヒーマシン ECAM23210B	1
その他の厨房用器具	ガスフライヤー MGF-13FJ	1
その他の厨房用器具	コンパクト自動殺菌ソフトサーバー NA-1412AE	1
その他の厨房用器具	ジュースディスペンサー DS-10WC	1
その他の台	ガスコンロ台 BWG-096	1
その他の台	卓上ウオーマー架台 BWG-076N	1
その他の調理機器・器具	キューブアイスメーカー SIM-S9500U	1
その他の調理機器・器具	卓上ウオーマー MEW-350A	1
その他の調理機器・器具	電解水再生装置 WOX-40WA	1
その他の電気機械・器具	VIERA TH-50A305	1
その他の電気機械・器具	レジスター シャープ XE-A207-W	2
レンジ	電子レンジ NE-710GP	1
更衣箱	ロッカー W308×D4, 685×H1, 803 扉:スカイブルー	42
更衣箱	ロッカー プラス LK-32S	2
雑棚	パンフレットスタンド エヌケイ KPA-A412	1
事務用机	片袖机 ジョインテックス 20L-107FN	2
炊飯器	炊飯ジャー2升炊き JNO-A360	1
冷蔵庫(冷凍庫含む)	冷凍ストッカー SH-F190X	1

## 消費税率の改定に伴う利用料金基準額の変更予定一覧表

事項		2019. 9. 30 まで (現行)	2019. 10. 1 以降 (改定後)
多目的スペース (夏季以外)		2,571 円/H	2,619 円/H
多目的スペース (夏季の棧敷、テラス)	一般	820 円/日	830 円/日
	小中学生	410 円/日	410 円/日
駐車場	普通・小型・軽自動車	510 円/回	520 円/回
	二輪	250 円/回	260 円/回
附属設備	温水シャワー	100 円/回	100 円/回
	コインロッカー	200 円/回	200 円/回
	カヌー1人乗り	514 円/H	523 円/H
	カヌー2人乗り	771 円/H	785 円/H
	パラソル	617 円/日	628 円/日